

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(7)

## 目 次

### 公営企業管理規程

○富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程	1
○富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規程の一部を改正する管理規程	3
○富山県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程	

## 管 理 規 程

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成26年 3 月 26 日

富山県公営企業管理者 飯 田 久 範

### 富山県公営企業管理規程第 2 号

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局組織規程（平成元年富山県公営企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 章 本局（第 3 条・第 4 条）」を

「第 2 章 本局（第 3 条・第 4 条）」

に改める。

第 2 章の 2 附属機関（第 4 条の 2）」

第 2 条中「本局及び出先機関」を「本局、附属機関及び出先機関」に改め、同条第 2 号中「本局」の次に「及び附属機関」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 附属機関 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより管理者に附属して設けられた調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

## 第 2 章の 2 附属機関

(附属機関)

第 4 条の 2 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置された附属機関の名称、所掌事務及び庶務を担当する課等は、次のとおりとする。

名称	所掌事務	庶務を担当する課等
指定管理候補者選定委員会	公の施設に係る指定管理候補者の選定に関する事務	公の施設所管課
指定管理者評価委員会	指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等の評価に関する事務	公の施設所管課

第 23 条の表中

上席専門員、主任 専門員及び主任	担当の事務を処理する。
主 事	事務に従事する。

を

上席専門員、主任 専門員及び主任	担当の事務を処理する。
技能主任専門員及 び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主 事	事務に従事する。
技 能 主 事	事務及び技能労務に従事する。

に改める。

第 24 条の表中

上席専門員、主任 専門員及び主任	担当の事務を処理する。
主 事	事務に従事する。

を

上席専門員、主任 専門員及び主任	担当の事務を処理する。
---------------------	-------------

技能主任専門員及び技能主任	担当の事務及び技能労務を処理する。
主 事	事務に従事する。
技 能 主 事	事務及び技能労務に従事する。

に改める。

#### 附 則

この管理規程は、公表の日から施行する。ただし、第23条及び第24条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成26年3月26日

富山県公営企業管理者 飯 田 久 範

#### 富山県公営企業管理規程第3号

富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規程（平成23年富山県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第7条」を「第9条」に改める。

第6条及び様式第2号中「第11条」を「第13条」に改める。

#### 附 則

この管理規程は、公表の日から施行する。

(企・経営管理課)

富山県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成26年 3 月26日

富山県公営企業管理者 飯 田 久 範

**富山県公営企業管理規程第 4 号**

富山県水道用水供給条例施行規程の一部を改正する管理規程

富山県水道用水供給条例施行規程（昭和54年富山県公営企業管理規程第 8 号）の  
一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「毎年 2 月末日までに翌年度の」を削る。

**附 則**

この管理規程は、公表の日から施行する。

（企・水道課）